

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名称

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

秩父市が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、寄附見込企業という）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3 業務の概要

別紙仕様書のとおり

4 プロポーザル実施条件

本事業は、秩父市議会における令和8年度当初予算決議前の準備行為として実施するものであり、市議会において予算の否決または本プロポーザルに係る予算の減額があったときは、本プロポーザルが進行中であっても中止となる場合がある。また、この場合、応募等に要した費用を市に請求することはできず、応募者の負担とする。

5 業務委託期間

委託契約締結日～令和9年3月31日（金）まで

6 委託料の算定方法等

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に受託料率を示すこと。
なお、支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

7 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、本市が求める業務を履行することができる以下に記載の参加資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 「令和7・8年度物品等入札参加資格者名簿」に「業種：その他の業務、細目：その他業務、営業品目：市場調査業務」で登録する者であること。なお、登録申請書類は埼玉県入札審査課の共同受付窓口へ提出するものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要領の公表の日から受託候補者の決定までの期間に、国・県・市において指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び秩父市暴力団排除条例に定められている暴力団又は暴力団員関係者でないこと。
- (6) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。
- (7) 本業務を他自治体から受託し、適正に実施していること。
- (8) 直近の 2 年間に於いて市税等の滞納がないこと（ただし、徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす）。

8 実施スケジュール

日程	実施項目	手段・場所
令和 8 年 2 月 2 5 日（水）	実施要領等の公表	ホームページ
令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 5 時	質問書の提出期限	電子メール又は FAX
令和 8 年 3 月 9 日（月）	質問への回答	ホームページ
令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 5 時	参加表明書の提出期限	持参又は郵送
令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 5 時	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和 8 年 3 月 2 5 日（水）～ 3 0 日（月）	書類審査	
令和 8 年 3 月 3 1 日（火）	審査結果の通知	電子メール及び郵送
令和 8 年 4 月 1 日（水）以降	委託契約締結	

※ 現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

9 公募の方法

令和 8 年 2 月 2 5 日（水）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までの間、市ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

10 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は以下の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出方法

「質問書（様式第 1 号）」により電子メールで提出すること。

※メール件名に「企業版ふるさと納税プロポーザル質問、送信年月日（西暦 8 桁）、事業者名」を入力し提出すること。電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

(2) 提出期限

令和8年3月4日(火)

(3) 提出先

秩父市 総合政策部 総合政策課

Email: seisaku@city.chichibu.lg.jp

電話: 0494-22-2823

※電話による質問は受付しない。

(4) 回答方法

質問への回答は令和8年3月9日(月)までに秩父市のホームページに一括し掲載する。

掲載期間は参加表明の提出期限(令和8年3月19日(木))までとする。

ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

1.1 参加表明

以下の要領で参加表明書を提出(持参又は郵送)すること(令和8年3月19日(木)午後5時まで必着)。

(1) 提出書類 「参加表明書(様式2)」(代表者印を押印すること。)

(2) 提出期限 令和8年3月19日(木) 午後5時まで

※持参の場合は受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は必着とし、総合政策課職員が提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(3) 提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市役所本庁舎3階)

秩父市 総合政策部 総合政策課

(4) 留意点 ①提出された書類は返却しないものとする。

②提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

1.2 企画提案

(1) 提出書類

書類名称	様式	提出部数
①会社概要書	様式3	6部
②関連業務実績調書	様式4	6部
③提案書	様式は自由。 表紙を含みA4版で20枚以内(両面印刷可) ※業務開始に向けたスケジュールを提示すること	6部

④参考見積書	様式5	6部
--------	-----	----

(2) 提出方法

持参又は郵送とし、提出期限必着とする。

(3) 提出期限

令和8年3月24日（火）17時

※持参の場合は受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は必着。

※郵送の場合、総合政策課職員が提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(4) 提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市役所本庁舎3階）

秩父市 総合政策部 総合政策課

(5) 留意点 ①提出された書類は返却しないものとする。

②提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

1.3 選定及び結果の通知

提出された書類について評価者（市職員）にて内容を審査・評価を行い、評価者の合計得点の平均得点が75点以上（100点満点の75%以上）の提案者のうち上位5者までを契約候補者として選定する。なお、審査は全て非公開とする。

審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する事項についての質問、説明請求及び意見等は、受け付けないものとする。

【審査基準】

評価項目	配点
寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	20点
PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。	20点
提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。	20点
制度及び業務の目的を理解し、業務適正かつ確実に実施するための体制や個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。	10点
自治体や企業における類似業務の受注実績があるか。	10点
見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。	20点

選定の結果については、令和8年3月31日に参加者に対して文書で通知する。

1.4 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において、失格となった参加者が受託候補者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消しする。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

1.5 契約締結

受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

1.6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を秩父市に請求することはできない。
- (3) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）に基づき、開示する場合がある。
- (4) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

1.7 問い合わせ先

秩父市 総合政策部 総合政策課

住所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号（秩父市役所本庁舎 3 階）

電話：0494-22-2823

FAX：0494-24-7272

Mail：seisaku@city.chichibu.lg.jp